

会員の皆様にお知らせ

いつもレissポーツクラブ岡山をご利用いただき誠にありがとうございます。
レissポーツクラブ岡山は**指定運動療法施設** (1) の認可を受けております。
内科的・外科的疾患で運動療法が有効な方は、健康増進施設利用料金 (**当クラブの月会費**) について、所得税の医療費控除が適用されます。詳しくはスタッフまでお尋ね下さい。

(1) 厚生労働省指定運動療法施設とは
厚生大臣認定健康増進施設のうち、一定の要件を満たすものについて、施設からの要請に厚生労働省が運動療法に適した施設として指定したものです。

—医療費控除について—

医療費控除を受けるには…

かかりつけの医師に『**運動療法処方箋**』をいただく。



『運動療法処方箋』の様式は、レissポーツクラブ岡山でも準備できます

レissポーツクラブ岡山へ入会 (既に入会されている方は『運動療法処方箋』を準備願います)
レissポーツクラブ岡山 (指定運動療法施設) で

- ・『**運動療法処方箋**』に基づき運動療法をスタートする
- ・『利用料金領収書』並びに『運動療法実施証明書』 (税務署提出用) を交付します

例えば、マスターフルタイム会員を1月～12月までの1年間利用し運動療法に取り組んだ場合
11,025 円 × 12 ヶ月 = 132,300 円となり『利用料金領収書』を交付します



会員種別により金額は異なります

『**実施証明書**』には、

- ・レissポーツクラブ岡山
- ・かかりつけ医師
- ・申請者本人

のそれぞれの署名・捺印が必要です。



税務署

下記の書類を添えて、所得税の申告をします

- ・「利用料金領収書」
- ・「運動療法実施証明書」
- ・「医療費の明細書」など

医療費控除の計算について

A 平成 年に 支払った医療費の総額 (10万円以上ならば 控除の対象になります)	-	B 保険金などで補てんされ る金額	-	C 10万円 (所得の合計額が200 万円までの方は所得 合計額の5%)	D = 医療費控除額 (最高200万円)
---	---	-------------------------	---	--	----------------------------

例えば A50万円 B20万円 C10万円 = D20万円 が**医療費控除対象額**となります。